

介護サービス費用に係る償還払いの申請の手引き

要介護認定・要支援認定を受けた方が、全額自己負担によりサービスを利用した場合、市役所窓口にて申請をすることで、後から介護保険給付分の支給（償還払い）を受けることができます。

詳細については以下のとおりです。

1 償還払いとなる場合の例

- (1) 要介護認定又は要支援認定を受ける前に、緊急その他やむを得ない理由によりサービスを受けたとき
- (2) 緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないでサービスを受けたとき
- (3) 緊急その他やむを得ない理由により居宅サービス計画・介護予防サービス計画（ケアプラン）にないサービスを利用したとき
- (4) 保険料の滞納により支払方法の変更の措置を受けているとき
- (5) その他サービス費用を全額自己負担したとき

2 支給限度額

要介護状態区分	在宅サービスの支給限度額 (1か月あたり)
要支援1	5,032 単位
要支援2	10,531 単位
要介護1	16,765 単位
要介護2	19,705 単位
要介護3	27,048 単位
要介護4	30,938 単位
要介護5	36,217 単位

※ 1単位の単価は、水戸市の場合、サービスの種類によって、10円から10.7円となります。

※ 費用の9～7割(残る1～3割は自己負担)を支給します。ただし、支給限度額を超える分については、全額自己負担となります。

3 支給制限

介護保険料又は医療保険料に滞納があるときは、支給できない場合があります。

4 申請できる方

介護サービスを要する被保険者本人又はその家族などの現に費用を負担した方

5 申請に必要な書類等

- (1) **申請書**
市役所介護保険課窓口にあります。
- (2) **介護サービスに要した費用に係る領収証**
領収証の受取人が申請者以外のものや、領収証をコピーしたものは認められません。
- (3) **サービス提供証明書、指定居宅介護支援提供証明書又は指定介護予防支援提供証明書**
サービスを提供した事業所から交付を受けてください。
- (4) **印鑑**
申請者のもの。
- (5) **振込先となる銀行の口座番号**
申請者名義のもの。

6 申請場所

水戸市役所 1階 介護保険課

7 支給期日

申請内容が承認されれば、原則として申請のあった月の翌月末以降に支給します。

8 お問い合わせ先

水戸市中央1-4-1

水戸市福祉部介護保険課

TEL 029-232-9177 (直通)